

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:(公財)核物質管理センター 六ヶ所保証措置センター 使用施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1				なし		
2						
3						

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 加工施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1				なし		
2						
3						

平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 加工施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
2	平成30年3月14日	服部 本間 田中 山本 上野 山中	各職位	<p>○放射性廃棄物の放出管理の実施状況 保安規定の変更に係る教育の実施状況を確認したところ、防災管理課、警備課等において、今回の改正を含む過去の保安規定等の改正教育について、最新版の保安規定の配付管理はなされていたものの、課長による改正教育の指示、確認等が適時に行われていないことが確認された。本件に関して、不適合管理の仕組みの中では是正すること。</p>	平成30年6月11日	<p>平成29年度第4四回保安検査で防災管理課、警備課において保安規定の改正教育が行われていないことが確認されたことについて、是正措置として改正教育の実施期限を定めたこと、改正教育の計画、実施の確認を行うように定めたことを関係者への聴取及び「加工施設 教育・訓練要領」等により確認した。 <本件完了></p>

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 加工施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 佐藤 本間 田中 石井 上野 山中	各職位	<p>平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>○事業者対応方針等の履行の実施状況</p> <p>・対応方針4の活動について</p> <p>安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。</p> <p>また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。</p> <p>(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 山中 本間 田中 山本 上野	各職位	<p>平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①「事業者対応方針等の履行」に係る検査 ・配管ピットへの雨水浸入防止の恒久対策や配管ピットの保守管理に係る健全性確認の中で、品質記録の不備に気付かないまま、活動の完了報告を承認しているといった事例が確認されたうえ、活動の進捗管理を行っていないことが確認された。</p> <p>事業者は、事業者対応方針で「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」ことを改善すると示していることから、各会議が与えられた役割を果たしているか、果たせていないときはどこに問題があるのか自ら検証し、改善するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、現場確認を再度行い、記録を作成したことを確認し、この記録を基に訂正した報告書は雨水対応会議等で審議し、承認したことを確認した。また、雨水対応会議や設備管理会議では適時、進捗状況を管理していることを確認した。</p> <p><本件完了></p>
				<p>・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項を抽出するなどしていたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。</p> <p>水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。</p> <p>今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえ、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、安全・品質本部は大洗事故水平展開実施計画書を改正し、会議体の役割の明確化、委員会開催方法の見直し及び進捗管理の改善を実施したこと並びに専門的知識を有するメンバーを増員し、実施体制を強化し、実質的な活動に着手したことを確認した。</p> <p><本件完了></p>

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>・再処理事業部において、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋との取合い箇所一般共同溝(以下「CB建屋取合部一般共同溝」という。)内で、集水枡(約1m3)が満水状態であることが、平成29年11月に実施された対応方針1に係る「全設備を管理下に置く活動」(現場ウォークダウン)によって発見され、CAP会合に事象登録された。この事象について経緯を確認したところ、平成29年9月の巡視・点検で集水枡が満水状態であることが確認されていたが、CAP会合に事象登録されていなかったことが確認された。これは、事業者が対応方針4のCAPの運用改善として、現場の気付きを組織に伝えやすくするために、不適合情報だけではなく、不適合に満たない気付きレベルの情報もCAP会合に事象登録されるよう改善活動を実施しているところであり、平成29年9月の巡視・点検で発見された時点でCAP会合に事象登録されるべきであった。さらに、本件はCAP会合において、事象レベルが「気付き」と判定された。当該CB建屋取合部一般共同溝には一部安全上重要な設備が存在するほか、事業者が「集水枡」とする施設は、一定量の水を貯留する機能を有するものの、排水機能は有していないことから、当該施設への水の流入を看過することは付近の設備が冠水又は水没するリスクがあることから、速やかに集水枡が満水となった原因の追及、再発防止対策を実施するよう、不適合として管理すべき事象であった。</p> <p>こうした状況は、CAPの運用改善が周知徹底されていないこと、CAP会合が与えられた機能を適切に発揮していないことを示すものであり、現在実施しているCAPの運用改善について、更なる改善をするよう「気付き事項」として指摘し、事業者は自らの不適合管理の仕組みの中で改善を図っていくことを聴取した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、CAPの運用の改善については、蛍光灯の球切れ、サーベイメータの故障等の軽微な事象について、事象登録を不要とする事例を明確にしたこと、CAP会合における不適合グレードの判断を適切に行うために、CAP会合へ報告すべき必要事項を定めたこと、各課の不適合管理担当者に、事例を用いて不適合事象の問題点の抽出方法の説明を行ったことを確認した。<本件完了></p>

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>・CB建屋取合部一般共同溝内で、集水枡が満水状態であった事例について確認したところ、運転部は安重設備があるCB建屋取合部一般共同溝を安重設備がある部屋としておらず、一方、現場ウォークダウンでは安重設備を含む部屋としており、相違していることから、早急に現場ウォークダウンにおける安重設備を含む部屋のリストと運転部が作成した安重設備がある部屋のリストのクロスチェックを実施するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、施設担当課が、巡視・点検が行われていなかった安全上重要な設備が設置されている部屋を、巡視・点検マニュアルに追加し、運転部にてそれら設備の巡視・点検を行うようにしたことを確認した。 <本件完了></p>
				<p>・化学物質単独の被災を想定した訓練について、訓練結果が取り纏めているものの、評価が実施されていない点を「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年5月21日	<p>平成30年度第1回保安検査において、平成29年度に実施した化学物質単独の被災を想定した訓練の評価を実施し、訓練シナリオの変更、被災規模の変更等改善点を抽出したことを関係者への聴取及び「JAEA大洗研究開発センター汚染事故を踏まえた化学物質管理に係る水平展開の実施計画書」に基づく実施結果の報告について(化学物質被災時対応訓練)により確認した。<本件完了></p>
				<p>・チェック責任者が再処理管理強化に係る実施計画書に基づき、保安上重要な業務の計画とその履行状況をチェックしているものの、前述した配管ピットの活動において、一部設備について現場照合及び健全性確認結果の記録が作成されていなかったこと、並びに配管ピットへの雨水浸入防止の恒久対策で、配管ピット躯体及び取合部の目視確認結果の記録が作成されていなかったことについて、その実施状況を確認していないにも関わらず、完了報告を承認したことが確認された。 この点については、事業者はチェック責任者を選任し、新たな取組みを行っているものの、その本来果たすべき機能を発揮しておらず、継続した改善を要するものと考え。活動の中で発見した問題点は取組みを行う中で適時改善することが重要と「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策としては、「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書を改訂し、部長・課長に規制当局への説明資料に対してチェックを実施した結果を提出させ、事前にチェックしたことをチェック責任者が論理性、整合性等の観点から確認する手順としたこと、原子力規制庁との面談後に、面談でのコメントを踏まえ、要求される事項に対して足りなかったことを評価する手順としたことを確認した。<本件完了></p>
				<p>・安全・品質本部による全社としての事業者対応方針に対する活動の進捗管理については、大洗の水平展開対応等で指摘したように改善するべき点があることから、安全・品質本部に対して、全体の活動の進捗状況を確実に管理するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、以下の確認を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者対応方針の進捗管理方針について、安全・品質改革委員会及び品質・保安会議に承認を得たこと。 ・不適合WGコメント反映した予防処置処理票を起票し、進捗管理方法を明確にした後、品質・保安会議に2週間に1回の頻度で進捗状況を報告していること。 ・予防処置処理票の結果及び有効性評価の計画を記載して上欄中であること。 <本件完了></p>

平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	上野 石井 本間 山中	各職位	<p>・資料4: 全社としての改善の取り組みの強化への事業者対応方針に関して 安全・品質本部は、事業者対応方針資料4(1. はじめに)に記載された、「事業者対応方針資料1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する。」とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認された。また、事業者対応方針資料3の根本原因分析自体も未着手であることが確認された。これらのことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施すること。(各施設共通事項)</p>	平成30年6月11日	<p>平成30年度第1回保安検査において、安全・品質本部が、対応方針1から3の根本原因分析で洗い出された背景要因を踏まえて、追加で必要な対策を実施するための計画書を策定して活動を開始したこと、安全・品質本部により選任された根本原因分析チームが、対応方針3に係る根本原因分析を実施し、安全・品質改革委員会より背後要因の深掘りが足りない等のコメントを受け、追加の分析を行っていることを確認した。</p> <p>一方、根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部に対して、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施するべきであると「気付き事項」として指摘した。また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図るよう「気付き事項」として指摘した。</p> <p>今後、本件は平成30年度第1四半期指摘事項一覧にて管理していく。</p>

平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>○非常時等の措置の実施状況 交流電源供給機能等喪失時の体制の整備について、活動を行うための要員や資機材が適切に配備できていなかった。また、訓練内容が限定的であり、不足している部分に気付くことなく、必要な対応が行われていなかった。配備されている資機材を用いた対策を迅速かつ確実に実行できるよう、着実に訓練を行っていくとともに、継続的改善のための不断の取り組みを行っていくこと。</p>	平成30年6月11日	<p>平成30年度第1回保安検査において、「危険物(軽油)の漏えい事象を発端とした交流電源供給機能等喪失時の体制に係る問題点の整理・改善の計画書」を策定し、改善活動中であること、軽油の管理や各資機材への給油方法については、「防災管理部 防災管理課 緊急資材等に使用する軽油の運用マニュアル」を策定したことを計画書等により確認した。 <本件完了></p>

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 田中 上野 本間 石井 山中	各職位	<p>平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>○事業者対応方針等の履行の実施状況</p> <p>・資料4：全社としての改善の取り組みの強化Jの事業者対応方針に関して</p> <p>安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。</p> <p>また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。</p> <p>(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中
				<p>・資料3：JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針に関して</p> <p>再処理事業部は、事業者対応方針に基づく特別な体制において、作業員の被災を想定していなかったこと自体の原因の特定、再発防止策をとらずに調査項目を抽出したこと、全社水平展開委員会から「火災・爆発等を考慮することが必要な物質はないか確認すること。」とのコメントを受け、かつ、全社監視チームから「現場を所管する施設課の確認をとること。」の提言を受け、施設課から「火災・爆発事故等の二次災害を想定しておくべきではないか」との意見を受けていたにも関わらず、特別な体制下において、調査を不要と判断をしたことにより調査範囲を限定的にしたこと等、不適切な事例が確認された。これらを踏まえ、再度、再処理事業部は、特別な体制下での活動を振り返り、特別な体制下のあるべき姿とのギャップを埋めるための改善を行うこと。</p> <p>(再処理施設及び廃棄物管理施設共通事項)</p>	-	事業者対応中

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>・資料1:「平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針」に関して 平成30年3月1日に発生した配管ピットA系への雨水浸入を踏まえた恒久対策工事の効果の確認のための散水試験の実施計画は雨水対応会議において審議、承認され、散水試験は実施計画に添付された作業要領書に基づき、同年5月14日に実施された。 この散水試験を現場立会い確認したところ、ユーティリティ課は作業要領書に記載の試験方法が散水試験計画書で定めた散水方法や散水実施箇所を満足できないことに気づき、散水試験を中断した。 平成29年度第3回保安検査における指摘(気づき事項)を踏まえ、事業者の是正処置として、雨水対応会議において報告書を適切にチェックする観点から、同会議の構成員に対し、審議の対象が何かを明確に意識し審議するよう教育を実施したとしていたが、前述の散水試験計画書の不備に見られるように、チェック機能が、なお発揮されていない状況を確認したため、同会議におけるチェック機能を改善すること。</p>	—	事業者対応中

平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>平成29年度第4回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①「事業者対応方針等の履行」に係る検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全設備確認等の活動について ウォークダウンの活動結果を抜き取り確認等により検証しているものの、ウォークダウンの現場確認から報告書作成までの全工程を網羅した検証が実施されておらず、点検計画の有無の判断が正しく行われていない事例や報告書作成段階における設備数量等の誤りが確認されたことから、必要な改善を行うよう「気付き事項」として指摘した。 	平成30年6月11日	<p>平成30年度第1回保安検査において、埋設事業部は、平成29年第4回保安検査での指摘であるウォークダウンの検証方法が活動全体を網羅したものとなっていなかったこと等に関する改善について、現場確認から報告書作成までのウォークダウンの全工程を網羅した検証を実施するために、「ウォークダウン検証手順」を策定し、活動していることを確認した。</p> <p><本件完了></p>
				<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針3の活動について 大洗事故水平展開実施計画書における調査項目4において、「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点が不足していたこと等の事例が確認されたことから、安全・品質本部に対し、実施計画書の調査項目4に関する活動について不足がないか確認するなど、各事業部の活動を適切に管理するよう「気付き事項」として指摘した。 	平成30年6月11日	<p>平成30年度第1回保安検査において、安全・品質本部が、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開活動に関する計画書を改正し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点を明確にして、各施設におけるリスクの再調査を実施していること等を確認した。</p> <p><本件完了></p>

平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年3月14 日	服部 本間 田中 山本 上野 山中	各職位	<p>・対応方針4の活動について 安全・品質本部は、事業者対応方針資料4の(1. はじめに)に記載された、事業者対応方針資料1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する、とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認されたことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年6月11日	<p>平成30年度第1回保安検査において、安全・品質本部が、対応方針1から3の根本原因分析で洗い出された背景要因を踏まえて、追加で必要な対策を実施するための計画書を策定して活動を開始したこと、安全・品質本部により選任された根本原因分析チームが、対応方針3に係る根本原因分析を実施し、安全・品質改革委員会より背後要因の深掘りが足りない等のコメントを受け、追加の分析を行っていることを確認した。</p> <p>一方、根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部に対して、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施するべきであると「気付き事項」として指摘した。また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図るよう「気付き事項」として指摘した。</p> <p>今後、本件は平成30年度第1四半期指摘事項一覧にて管理していく。</p>

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 佐藤 本間 田中 上野 山中 石井	各職位	<p>平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①事業者対応方針等の履行の実施状況</p> <p>・対応方針4の活動について</p> <p>安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。</p> <p>また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。</p> <p>(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中
2	平成30年6月11日	服部 佐藤 本間 田中 上野 山中 石井	各職位	<p>平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>②均質・均一固化体に係る一時保管状況について</p> <p>今回の検査において、埋設計画策定時の受入れ計画等の作成手順について、文書等を確認したところ、年度初めに、電力事業者より、今後3年間に埋設を希望する廃棄体数が、廃棄体の種類毎(均質・均一固化体及び充填固化体)に提示され、受け入れの前年度に埋設計画グループが受入れ計画を作成し、埋設事業部長が承認することとなっていることを受入れ計画作成手順書等により確認した。</p> <p>このように、廃棄体受入れの約3年前に受入れ情報が入手可能であることを考慮すると、受入れ計画の策定段階において、廃棄体搬入時期、廃棄体本数を集約する等、改善の余地が認められることから、今後、一時保管が長期間とならないように適切な措置を採ることを「気付き事項」として指摘した。</p>	-	事業者対応中

平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 再処理事業所 廃棄物管理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所担当者	事業者対応者	指摘(要旨)	事業者回答日	事業者の処置状況
1	平成30年3月14日	服部 本間 田中 山本 上野 山中	各職位	<p>平成29年度第4回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①「事業者対応方針等の履行」に係る検査</p> <p>・対応方針3の活動について 大洗事故水平展開実施計画書における調査項目4において、「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点で不足していたこと等の事例が確認されたことから、安全・品質本部に対し、実施計画書の調査項目4に関する活動について不足がないか確認するなど、各事業部の活動を適切に管理するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年6月11日	<p>平成30年度第1回保安検査において、安全・品質本部が、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開活動に関する計画書を改正し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点を明確にして、各施設におけるリスクの再調査を実施していること等を確認した。</p> <p><本件完了></p>
				<p>・対応方針4の活動について 安全・品質本部は、事業者対応方針資料4の(1. はじめに)に記載された、事業者対応方針資料1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する、とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認されたことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年6月11日	<p>平成30年度第1回保安検査において、安全・品質本部が、対応方針1から3の根本原因分析で洗い出された背景要因を踏まえて、追加に必要な対策を実施するための計画書を策定して活動を開始したこと、安全・品質本部により選任された根本原因分析チームが、対応方針3に係る根本原因分析を実施し、安全・品質改革委員会より背後要因の深掘りが足りない等のコメントを受け、追加の分析を行っていることを確認した。</p> <p>一方、根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部に対して、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施するべきであると「気付き事項」として指摘した。また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図るよう「気付き事項」として指摘した。</p> <p>今後、本件は平成30年度第1四半期指摘事項一覧にて管理していく。</p>

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 再処理事業所 廃棄物管理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 佐藤 山中 上野 本間 石井 田中	各職位	<p>平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①事業者対応方針等の履行の実施状況</p> <p>・対応方針4の活動について</p> <p>安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。</p> <p>また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。</p> <p>(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中
				<p>・対応方針3の活動について</p> <p>再処理事業部は、事業者対応方針に基づく特別な体制において、作業員の被災を想定していなかったこと自体の原因の特定、再発防止策をとらずに調査項目を抽出したこと、全社水平展開委員会から「火災・爆発等を考慮することが必要な物質はないか確認すること。」とのコメントを受け、かつ、全社監視チームから「現場を所管する施設課の確認をとること。」の提言を受け、施設課から「火災・爆発事故等の二次災害を想定しておくべきではないか」との意見を受けていたにも関わらず、特別な体制下において、調査を不要と判断をしたことにより調査範囲を限定的にしたこと等、不適切な事例が確認された。これらを踏まえ、再度、再処理事業部は、特別な体制下での活動を振り返り、特別な体制下のあるべき姿とのギャップを埋めるための改善を行うこと。</p> <p>(再処理施設及び廃棄物管理施設共通事項)</p>	-	事業者対応中